

魚津市告示第146号

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
支給要綱の一部改正について

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（
平成31年魚津市告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月30日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。なお、この申請に係る対象講座の指定に必要な魚津市が保有する個人情報の利用に同意します。

申請者氏名	ふりがな	生年 月日	年 月 日 (歳)	
児童氏名 (受講者が児童の場合)	ふりがな	生年 月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -		電話 () -	
受講施設の名称				
講座の名称				
受講科目				
試験を免除できる科目				
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
所要費用 (予定)	入学料	円	受講料	円
			合計	円
過去の受給の有無	有 無			
児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者 印			
備考				

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金の支給と併せて15万円を限度）です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、魚津市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、魚津市の児童扶養手当担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第3号（第8条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

申請者氏名	ふりがな	生年	年 月 日
		月日	(歳)
児童氏名 (受講者が児童の場合)	ふりがな	生年	年 月 日
		月日	(歳)
住 所	〒 ー		電話 () ー
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目			
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
所要費用 (予定)	入学料	円	受講料
			円
	合計		円
振込口座	金融機関名	普通 当座 その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)		
児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者 印		
備考			

(注意)

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算的基礎となった入学金、受講料を記入してください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を習得している科目、過去の高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、魚津市の児童扶養手当担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。